

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	観光政策課	令和3年度第6次沖縄県観光振興基本計画策定事業委託業務	令和3年5月28日	13,615,000	JTBF・OC共同企業体 ①公益財団法人 日本交通公社 ②株式会社 オリエンタルコンサルタンツ沖縄支社	(日本交通公社) 東京都港区南青山2丁目7番29号 (オリエンタルコンサルタンツ) 沖縄県那覇市久茂地2丁目22番10号	第167条の2 第1項第2号	本委託業務を遂行するにあたっては、国内外の観光・旅行に関する知識を有するとともに、本県の観光を取り巻く環境・状況を判断し、調査する業務遂行能力が必要であるほか、観光関連事業者や団体、市町村等との連携・協力を図りながら、調査結果を分析し、観光振興計画の策定に向けた支援を行う能力が必要であるため、適切な事業内容及び執行体制で委託業務を実施する事業者を選定する必要があり、価格面による競争入札になじまないことから、プロポーザル方式で公募を行い、選定委員会での委員による採点により選定した。	
2	観光政策課	令和3年度観光統計実態調査委託業務	令和3年4月15日	17,385,610	公益財団法人日本交通公社	東京都港区南青山2丁目7番29号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1社から応募があった。その企画提案内容を選定委員会において審査したところ、調査設計が具体的に提示されていることや業務遂行体制等が評価され、総合得点で基準点を越えたことから、契約の相手方として選定した。	
3	観光政策課	令和3年度沖縄観光推進ロードマップ実施事業委託業務	令和3年6月1日	7,711,000	株式会社オリエンタルコンサルタンツ沖縄支社	沖縄県那覇市久茂地2丁目22番10号	第167条の2 第1項第2号	本委託業務を遂行するにあたっては、国内外の観光・旅行に関する知識を有するとともに、本県の状況に応じた観光施策の企画立案、観光関係者等との連絡調整、県民向け理解促進活動の企画や実施等の業務遂行能力が必要である。 このため、適切な事業内容及び執行体制で委託業務を実施する事業者を選定する必要があり、価格面による競争入札になじまないことから、プロポーザル方式で公募を行い、選定委員会での委員による採点により選定した。	
4	観光政策課	令和3年度観光危機管理対策強化事業委託業務	令和3年6月1日	10,751,460	沖縄観光危機管理共同体 ①(株)アクセルエンターメディア ②(株)サンダーバード ③トラストコミュニケーション(株) ④(一財)沖縄県環境科学センター	①東京都渋谷区恵比寿1丁目19-15 ウノサワ東急ビル4階 ②那覇市おもろまち2丁目5-37 パルマ4-E ③名護市豊原221-38 みらい5号館105 ④浦添市宇経塚720番地	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査し、提案の評価が高く、総合得点で最も高得点であった者を契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	観光政策課	令和3年度沖縄県地域通訳案内士育成等事業委託業務契約	令和3年6月18日	34,342,550	沖縄県地域通訳案内士育成等事業共同企業体 ①代表会社 株式会社チャイナゲートウェイ ②構成会社 株式会社海邦総研	代表会社 沖縄県那覇市久米1丁目23番3号 構成会社 沖縄県那覇市久茂地2丁目9番12号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2者から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、沖縄県地域通訳案内士育成等事業共同企業体の総得点が最も高かったため、契約の相手方として選定した。	
6	観光振興課	令和3年度インバウンド医療受入体制整備事業委託業務	令和3年4月1日	33,541,000	インバウンド医療受入体制整備事業共同企業体 ①メディフォン株式会社 ②富士通Japan株式会社 沖縄支社	①東京都港区赤坂6-14-2赤坂倉橋ビル3階 ②沖縄県那覇市久茂地1-12-12	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案はコールセンターの対応体制に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
7	観光振興課	フィルムツーリズム推進事業	令和3年4月1日	26,389,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	那覇市字小禄1831-1	第167条の2 第1項第2号	沖縄観光コンベンションビューローは、ロケ誘致支援に特化した沖縄フィルムオフィスを設置しており、県内全域を対象に、ロケ支援を実施できる県内で唯一の組織であり、これまでの支援実績からロケ地情報を豊富に有し十分な支援体制にある。	特命随意契約
8	観光振興課	フィルムツーリズム推進事業(沖縄国際映画祭)	令和3年4月1日	49,437,000	令和3年度フィルムツーリズム推進事業受託共同企業体 ①株式会社よしもとラフ&ピース ②株式会社よしもとエンタテインメント沖縄	沖縄県那覇市前島3丁目25番5号 とまりん駐車場ビル1階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左記の者の提案は評価基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
9	観光振興課	令和3年度国内需要安定化事業「国内ブランド戦略推進事業」業務	令和3年4月22日	131,520,000	令和3年度沖縄観光ブランド戦略推進事業(国内)共同企業体 ①株式会社電通沖縄 ②株式会社電通	沖縄県那覇市久茂地三丁目21番1号國場ビル	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、4社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は同社のこれまでの実績及びクリエイティブに係る提案内容が評価され、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
10	観光振興課	令和3年度カップルアニバーサリーツーリズム拡大事業業務	令和3年4月1日	48,752,000	令和3年度カップルアニバーサリーツーリズム拡大事業共同企業体 ①(一社)沖縄リゾートウエディング協会 ②サンネット(株) ③沖縄ワタベウエディング(株) ④(株)レック ⑤(株)エヌ・ティ・ティアド	沖縄県那覇市泊1-3-2	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、プロモーション手法に係る提案が評価され、総合得点で最低基準点を上回ったため、契約の相手方として選定した。	
11	観光振興課	令和3年度観光案内所運営事業	令和3年4月1日	79,909,000	株式会社JTB沖縄	沖縄県那覇市旭町112-1	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左記の者の提案は評価基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	
12	観光振興課	令和3年度国内需要安定化事業	令和3年4月1日	242,782,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	那覇市字小禄1831-1	第167条の2第1項第2号	本業務の目的達成には、公平・中立的立場で業務の執行が可能であり、かつ観光関連に係る全県的なネットワークを有し、県の観光施策に基づき、全県的な視点に立った戦略の策定・実施が求められることから、それらを全て満たす「観光地域づくり法人(DMO)」として県内で唯一登録されているOCVBを契約の相手方として選定した。	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
13	観光振興課	令和3年度離島観光活性化促進事業(OCVB)	令和3年4月1日	60,841,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	那覇市宇小禄1831-1	第167条の2 第1項第2号	本業務の目的達成には、公平・中立的立場で業務の執行が可能であり、かつ観光関連に係る全県的なネットワークを有し、県の観光施策に基づき、全県的な視点に立った戦略の策定・実施が求められることから、それらを全て満たす「観光地域づくり法人(DMO)」として県内で唯一登録されているOCVBを契約の相手方として選定した。	特命随意契約
14	観光振興課	令和3年度離島観光活性化促進事業(久米島)	令和3年4月1日	25,000,000	一般社団法人久米島町観光協会	沖縄県島尻郡久米島町字比嘉160-57 イーフ情報プラザ	第167条の2 第1項第2号	本事業実施にあたっては、地域全体のニーズを民間事業者等からくみ取り、観光関係業界・団体と連携を図り官民一体となった誘客・受入の取組をしていくものであるため、公平・中立な立場で民間の観光事業者と接する必要がある。 また、本事業は地元が主体となって取り組み、継続して発展継承していける地域完結型の事業を目指しており、より効果的に地元のニーズをくみ取り、それに応えていくノウハウや専門性が求められる。 それらを全て満たす組織は、久米島において(一社)久米島町観光協会以外に存在しないことから、同協会を契約の相手方として選定した。	特命随意契約
15	観光振興課	令和3年度沖縄観光コンテンツ開発支援事業委託業務	令和3年4月1日	13,170,850	株式会社 アール・ピー・アイ	東京都千代田区神田神保町2丁目38番地いちご九段ビル3階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募であった。各企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、観光コンテンツの開発に取り組む補助事業者への支援体制に優れていることから、特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
16	観光振興課	令和3年度観光人材育成・確保促進事業委託業務	令和3年5月26日	47,032,000	沖縄観光人材育成コンソーシアム ①一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー ②株式会社 OTSサービス経営研究所	①那覇市宇小禄1831-1 ②那覇市松尾1-2-3	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左記の者の提案は評価基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
17	観光振興課	令和3年度沖縄観光誘致対策事業委託業務	令和3年4月1日	86,443,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄1831番地1	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、沖縄関係県外イベントタイアップ等を行うにあたり、航空会社、旅行会社、観光施設、その他の観光事業者と様々な連携を行う。そのため、観光事業者が実施する事業に県の観光施策を反映させるためのアドバイスやコーディネートを行うとともに、県内観光事業者全般にわたる人脈などのネットワーク及び情報共有体制が整備されている必要がある。</p> <p>また、本事業は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、「OCVB」)によるプロモーションのほか航空会社や旅行会社とのタイアップ事業等の広告支援等も行う。当該事業を実施するにあたっては、各社の広告媒体の計画や旅行商品の方向性など各社が管理すべき情報が含まれるほか、当該情報を元に公平中立の立場で事業を実施していく必要がある。OCVBは公平・中立公的の性格を有する一般財団法人であり、各航空会社や旅行会社からも、信頼性が担保されている団体である。</p> <p>また、OCVBは、長年、県の観光推進母体として各種観光施策の実施に取り組むなど、観光に関する知識・ノウハウを有している。また、多数の県内観光事業者等を賛助会員とし、さらに、定期的に観光事業者等と連絡会議を行うなど、県全体の観光業界に広いネットワークを有していることから、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意契約
18	観光振興課	令和3年度沖縄観光国際化ビッグバン事業委託業務	令和3年4月1日	350,319,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄1831番地1	第167条の2第1項第2号	<p>本事業の実施にあたっては、県の観光施策に基づき、全県的な視点に立った戦略的策定・実施が求められるとともに、県内の観光事業者のみならず海外の航空会社や現地旅行会社等とのネットワーク及び情報共有体制が整備されている必要がある。また、業務の実施に際しては、県全体の観光関連団体及び観光関係事業者を統率する役割とともに常に公平・中立な立場で業務を執行することが求められる。それらを全て満たす「観光地域づくり法人(DMO)」として県内で唯一登録されているOCVBを契約の相手方として選定した。</p>	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
19	観光振興課	令和3年度沖縄観光国際化ビッグバン事業 海外事務所等 観光誘致機能 強化費	令和3年4 月1日	12,947,000	一般財団法人沖縄観光コ ンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小祿18 31番地1	第167条の2 第1項第2号	以下の3点に合致する県内では唯一の存在 であるため。 1 県の観光施策を反映させるため民間事業 者に対するアドバイスやコーディネートが必要 が生じてくるため、人的ネットワーク及び県内 事業者等との情報共有体制が整備されている 2 業務内容が民間事業者への支援を含むた め、公平・中立的立場で業務を執行すること が求められる 3 本事業の対象地域に海外事務所を設置し ている	特命随意 契約
20	観光振興課	令和3年度沖縄観光国際化ビッグバン事業 「沖縄観光ブラン ド戦略推進事 業」	令和3年6 月1日	96,745,000	(株)JTB沖縄・(株)JTB コミュニケーションデザ イン共同企業体 ①(株)JTB沖縄 ②(株)JTBコミュニケー ションデザイン	那覇市旭町112番地1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったと ころ2社から応募があった。その企画提案内容 等を選定委員会において審査したところ、プロ モーション手法に係る提案が評価され、総合 得点で最低基準点を上回ったため、契約の相 手方として選定した。	
21	観光振興課	令和3年度沖縄観光国際化ビッグバン事業 「海外富裕層向 けプロモーション 事業」	令和3年6 月15日	30,761,000	(株)CCCメディアハウス、 (株)リクルート、(株)リク ルートライフスタイル沖縄 の共同企業体 ①(株)リクルートライフ スタイル ②(株)リクルート ③(株)CCCメディアハウ ス	那覇市前島2-21-13 ふそうビルディング7F	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったと ころ2社から応募があった。その企画提案内容 等を選定委員会において審査したところ、プロ モーション手法に係る提案が評価され、総合 得点で最低基準点を上回ったため、契約の相 手方として選定した。	
22	観光振興課	令和3年度国内需要安定化 事業 「国内富裕層向 けプロモーション 事業」	令和3年6 月15日	20,587,000	(株)オリコム・(株)ブレ ーン沖縄企業体 ①(株)オリコム ②(株)ブレーション沖縄	東京都港区新橋1-11- 7新橋センタープレイス	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったと ころ7社から応募があった。その企画提案内容 等を選定委員会において審査したところ、プロ モーション手法に係る提案が評価され、総合 得点で最低基準点を上回ったため、契約の相 手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
23	観光振興課	教育旅行推進強化事業	令和3年4月1日	77,682,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	那覇市宇小禄1831-1	第167条の2第1項第2号	本業務の目的達成には、公平・中立的立場で業務の執行が可能であり、かつ観光関連に係る全県的なネットワークを有し、県の観光施策に基づく、全県的な視点に立った戦略の策定・実施が求められることから、それらを全て満たす「観光地域づくり法人(DMO)」として県内で唯一登録されているOCVBを契約の相手方として選定した。	特命随意契約
24	観光振興課	令和3年度沖縄観光受入対策事業委託業務	令和3年4月1日	16,759,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市宇小禄1831番地1	第167条の2第1項第2号	当該事業は台風時等における観光客の安全対策をはじめとした観光客の安心・安全の確保や、県民及び各関係機関に対して観光客受入体制の意識高揚を図ることを目的としているため、委託契約の相手方は県全体の観光関連団体や観光関係業者を統率する役割及び全県的なネットワークを有することが必要とされる。 また、台風時の空港滞留観光客への対応や、各宿泊施設及び公共交通機関との連絡調整等の台風対策を実施する必要があることから、公平・中立的な立場であることが求められる。 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、上記の条件を満たす唯一の委託先である。	特命随意契約
25	MICE推進課	令和3年度沖縄県マリンタウンMICEエリアの形成に向けた基本計画等検討業務	令和3年5月25日	29,989,960	①デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー ②梓設計共同体	東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング	第167条の2第1項第2号	①令和2年度の基本計画等検討業務の継続業務であり、事業者を選び直す段階にないこと。 ②業務の実施においては、受託事業者の有するノウハウや民間事業者との関係構築が重要である。受託事業者を選び直し、一から業務を行わせることは業務の進捗に支障を来す可能性があり、業務の継続性及び円滑な実施を確保する観点から、R2年度業務の蓄積のある現受託者に、引き続き行わせることが適当であること。	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
26	MICE推進課	令和3年度戦略的MICE誘致促進事業 委託業務	令和3年4月1日	238,500,000	一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー	那覇市字小禄1831番地の1	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、民間の観光事業者が提案する企画の選定のほか、企業の内部情報を知りうる状況となることから、常に公平・中立であることが求められる。</p> <p>また、商談会・見本市への出展など、業務の実施に際しては県全体のMICE関連事業者を統率する役割が求められるほか、全県的なネットワークを有していることが不可欠である。</p> <p>契約の相手方である一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、県が出資する一般財団法人であり、公的な性格を有し公平・中立な立場で業務を遂行することが可能であるほか、観光関連団体及び事業者を統率することができ、かつ全県的なネットワークを有していることに加え、県内で唯一の観光づくり法人(DMO)として登録された法人であるため、本業務の委託先として該当する唯一の組織である。</p>	特命随意契約
27	MICE推進課	令和3年度観光誘致対策事業(MICE推進課)委託業務	令和3年4月1日	15,160,000	一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー	那覇市字小禄1831番地の1	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、民間の観光事業者が提案する企画の選定のほか、企業の内部情報を知りうる状況となることから、常に公平・中立であることが求められる。</p> <p>また、商談会・見本市への出展など、業務の実施に際しては県全体のMICE関連事業者を統率する役割が求められるほか、全県的なネットワークを有していることが不可欠である。</p> <p>契約の相手方である一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、県が出資する一般財団法人であり、公的な性格を有し公平・中立な立場で業務を遂行することが可能であるほか、観光関連団体及び事業者を統率することができ、かつ全県的なネットワークを有していることに加え、県内で唯一の観光づくり法人(DMO)として登録された法人であるため、本業務の委託先として該当する唯一の組織である。</p>	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
28	文化振興課	沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業に係る業務委託契約	令和3年4月1日	28,389,000	公益財団法人 沖縄県文化振興会	沖縄県那覇市字小禄 1831番地1 沖縄産業支援センター6階605	第167条の2 第1項第2号	<p>本事業は、補助金交付の対象事業を選定するとともに、補助事業の推進に係る助言指導等を行うものであり、公金としての補助金の取扱いに熟知し、中立公平な立場から、多種多様な文化芸術の専門的知識を活かした事業選定や助言指導を行うことが求められる。</p> <p>(公財)沖縄県文化振興会は、本県の文化振興に寄与することを目的に県が出資して設立され、公的な性質を有するとともに、文化振興に資する各種の事業実績を有し、県内文化芸術分野に広いネットワークを有するなど、中立公平な立場から、これらの分野に専門的な助言指導を行うことができる。</p> <p>また、本事業は、沖縄版アーツカウンシル機能モデルの活用を重要な取組としており、本財団は、文化芸術の専門員を配置し、補助事業の助言指導及びPDCA評価をこれまで継続して実施していることから、アーツカウンシル機能モデルの検証・改善が可能な団体である。以上のことから、本事業を実施できる委託先として選定した。</p>	特命随意契約
29	文化振興課	しまくとぅば普及センター事業業務委託	令和3年4月1日	56,550,998	沖縄県文化協会	沖縄県那覇市泉崎1丁目 2番2号	第167条の2 第1項第2号	<p>本事業は、各地域のしまくとぅばの普及継承を図ることを目的として、その中核的機能を果たす「しまくとぅば普及センター」を設置し、人材養成講座や出前講座の開催、人材バンクの設置、地域の会話集の作成、総合窓口としての相談対応などを行うこととしている。しまくとぅばが各地域ごとに異なるという多様性を持つことから、それらの取り組みを行うにあたっては、各地域の「しまくとぅば」普及に取り組んでいる各市町村文化協会とネットワークを持ち、密接に連携・協力を図っていく必要があるとともに、しまくとぅば普及のノウハウや実績を有することが必要である。よって、各市町村文化協会を会員とした連合組織であること、「しまくとぅば語やびら大会」開催実績等を勘案し、契約の相手方として沖縄県文化協会を選定した。</p>	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
30	文化振興課	令和3年度文化観光戦略推進事業委託	令和3年4月1日	17,245,000	公益財団法人 沖縄県文化振興会	沖縄県那覇市字小禄 1831番地1 沖縄産業支援センター6 階605	第167条の2 第1項第2号	<p>本事業は、沖縄の文化資源を活用した新たな観光コンテンツとなる舞台公演の実施にあたり、観光客が観劇しやすい環境を整えるとともに集客促進に取り組み、舞台公演の観光コンテンツとしての定着を図ることを目的としている。</p> <p>(公財)沖縄県文化振興会は、本県の文化振興に寄与することを目的に県が出資して設立され、公的な性質を有するとともに、専門的知識を有した文化専門員が配置され、演出家等に対して、実務的な助言・指導等を行い、より質の高い公演づくりを支援することができる。</p> <p>また、県内の伝統芸能や各種文化芸術の多種多様な分野において広いネットワークを有しこれらの分野における専門的な助言指導を行うことが可能であり、かつ、文化行政施策に関するノウハウを有している団体であることから、本事業を実施できる委託先として選定した。</p>	特命随意契約
31	文化振興課	地域の文化継承・発信支援事業	令和3年4月1日	7,474,157	沖縄県文化協会	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	第167条の2 第1項第2号	各市町村文化協会が会員となっている連合組織が沖縄県文化協会であり、各市町村文化協会と連携して、その活動支援や相互交流を行うことができる唯一の団体であるため。	特命随意契約
32	文化振興課	琉球歴史文化の日周知啓発事業委託業務契約	令和3年5月12日	12,823,000	株式会社アドスタッフ博報堂	沖縄県那覇市久茂地3丁目17番5号美栄橋ビル3F	第167号の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ6社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査し、左の社の提案は順位点が最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
33	文化振興課(博物館・美術館)	令和3年度特別展に係る借用資料の梱包運搬および展示設営・撤去委託業務	令和3年4月20日	6,014,734	琉球物流株式会社	那覇市港町2丁目17番13号	第167条の2 第1項第2号	本委託業務の遂行には、専門的な知識・技能・経験が必要であるが、県内で博物館資料等の美術品を取り扱う専門の部門を有し、かつ必要な資格を持つ事業者は本契約の相手方事業者のみであるため。	特命随意契約
34	文化振興課(博物館・美術館)	沖縄県立博物館・美術館 博物館企画展「海とジュゴンと貝塚人」に係る胸像模型製作	令和3年4月26日	1,628,000	株式会社 サンク・アール	東京都世田谷区鎌田1-11-11	第167条の2 第1項第2号	本委託事業は、ヒトの頭骨形態から生前の顔貌を科学的に推定した上で胸像の模型を製作する、極めて専門性の高い技能である。特に咀嚼筋や表情筋の構造に関する専門知識と頭骨模型に貼付すべき軟部組織の適切な厚さの判定は、人類学、美術解剖学、法医学の専門的知識を要す特殊技術である。こうした専門性の高い技術を要する模型を製作可能な者は限られ、さらにヒトの頭部のテクスチャー(毛髪、眉、髭、眼球、肌の色調・質感)のリアルな再現を担当者と協議しながら行いうる事業者は、事前調査において本契約相手方のみである。	特命随意契約
35	空手振興課	令和3年度沖縄空手案内センター委託業務	令和3年4月1日	11,204,000	一般社団法人沖縄伝統空手道振興会	沖縄県豊見城市豊見城854番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、沖縄空手に関する情報を国内外に発信するとともに、県内、県外、海外からの問い合わせに対応するため、県内道場に関する情報を常時把握している必要があり、相談の信頼性・公平性の観点から、県内空手界の統一組織である沖縄伝統空手道振興会が委託業務を履行できる唯一の団体である。	特命随意契約
36	空手振興課	令和3年度沖縄空手指導者派遣(県内普及促進)事業委託業務	令和3年4月13日	4,461,000	株式会社JTB沖縄	沖縄県那覇市旭町112番地1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左記の者の提案は評価基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
37	空手振興課	令和3年度沖縄空手普及・啓発事業委託業務	令和3年4月26日	9,246,000	沖縄空手普及啓発事業共同企業体 ①株式会社JTB沖縄 ②光文堂コミュニケーションズ株式会社	①沖縄県那覇市旭町112番地1 ②沖縄県島尻郡南風原町字兼城577	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により公募を行ったところ、1社から応募があった。企画選定方針に基づき審査したところ、左記の者の提案は、業務の実施方法、費用の積算、執行体制及び過去業務の実績等のすべての評価項目において、審査基準を満たしたため、契約の相手方として選定した。	
38	空手振興課	令和3年度沖縄空手会館企画展示事業委託業務	令和3年5月11日	4,499,794	令和3年度沖縄空手会館企画展共同企業体 ①株式会社 サン・エージェンシー ②光文堂コミュニケーションズ株式会社	①沖縄県那覇市上之屋314番地2 ②沖縄県島尻郡南風原町字兼城577	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案内容、実績、実施体制、集客の工夫等に優れていることから、評価が高く、適正と判断され、契約の相手方として選定した。	
39	空手振興課	令和3年度沖縄空手ユネスコ登録推進事業委託業務	令和3年5月10日	7,239,000	令和3年度沖縄空手ユネスコ登録推進共同企業体 ①株式会社サン・エージェンシー ②光文堂コミュニケーションズ株式会社 ③株式会社JTB沖縄	沖縄県那覇市字上之屋314-2 2階 沖縄県南風原町字兼城577(沖縄印刷団地内) ③那覇市旭町112番1金秀本社ビル5階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容を選定委員会において企画選定方針に基づき審査したところ、左の社の提案は、業務の実施方法、費用の積算、執行体制及び過去業務の実績等の全ての評価項目において、同方針の基準を満たしたため、契約の相手方として選定した。	
40	空手振興課	令和3年度沖縄空手流派研究事業委託業務	令和3年5月10日	20,640,000	株式会社サン・エージェンシー	沖縄県那覇市字上之屋314-2 2階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容を選定委員会において企画選定方針に基づき審査したところ、左の社の提案は、業務の実施方法、費用の積算、執行体制及び過去業務の実績等の全ての評価項目において、同方針の基準を満たしたため、契約の相手方として選定した。	
41	空手振興課	聖地・沖縄空手ガイド養成事業委託業務	令和3年6月8日	11,467,610	株式会社チャイナゲートウェイ	沖縄県那覇市久米1丁目23番3号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案内容、実績、実施体制、集客の工夫等に優れていることから、評価が高く、適正と判断され、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
42	スポーツ 振興課	スポーツ観光 誘客促進事業 業務委託	令和3年4 月1日	54,544,000	(一財)沖縄観光コンベン ションビューロー	沖縄県那覇市小禄1831 番地1	第167条の2 第1項第2号	<p>本事業は、スポーツイベント事業者、競技団体、スポーツコミッション沖縄、市町村、観光協会、宿泊事業者、旅行会社等の受入団体等と連携しながら実施する必要がある。</p> <p>また、ブース出展や、WEB・パンフレット等の活用により、民間事業者が実施する県内スポーツイベント等のプロモーションを行うなど、公平・中立的立場で業務を遂行することが求められている。</p> <p>契約の相手方である一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、県全体の観光関連団体及び観光関係業者等を統率する役割を担い、観光関係業者、市町村等とのネットワークを有し、各関係者と連携しながら取り組むことができる唯一の機関である。</p> <p>また、同法人は、観光誘客促進等により県経済の発展を図ることを目的として設立された、県が出資する法人であり、公的な性格を有することから、本業務の委託先として該当する唯一の機関である。</p>	特命随意 契約
43	スポーツ振 興課	スポーツコンベン ション誘致戦 略推進事業業 務委託	令和3年4 月22日	63,642,000	(株)JTB沖縄・(株)JTBコ ミュニケーションデザイン 共同企業体 ①(株)JTB沖縄 ②(株)JTBコミュニケー ションデザイン	①那覇市旭町112番1 ②東京都港区芝3丁目23 番1号	第167条の2 第1項第2号	<p>沖縄におけるスポーツツーリズムについて知見等を有しており、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会事前合宿の誘致実現に向けた効率的かつ効果的な誘致活動を行える具体的計画を有し、かつ、事業内容を的確に実施できる能力を有している事業者を公募により選定した。</p>	
44	スポーツ振 興課	スポーツイベン ト支援委員会 運営業務等委 託	令和3年4 月22日	10,500,000	株式会社JTB沖縄	沖縄県那覇市旭町112番 地1	第167条の2 第1項第2号	<p>沖縄におけるスポーツツーリズムについて知見等を有しており、本業務を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業内容を的確に実施できる能力を有している事業者を公募により選定した。</p>	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
45	スポーツ 振興課	令和3年度ス ポーツコンベン ション振興対策 事業	令和3年4 月1日	3,016,000	公益財団法人 沖縄県スポーツ協会	沖縄県那覇市奥武山町 51-2沖縄県体協スポー ツ会館	第167条の2 第1項第2号	<p>公益財団法人沖縄県スポーツ協会は、各種スポーツイベント・キャンプ等の誘致・受入を推進し、スポーツコンベンション受入等のワンストップ窓口機能を有する「スポーツコミッション沖縄」の事務局であり、スポーツコンベンションの誘致・受入を一元的に推進している。</p> <p>本事業では、スポーツコンベンションの気運醸成、県内プロスポーツチームの優勝報告会等を行うこととしており、誘致市町村や県競技団体等全県的なネットワークを有することが必要である。</p> <p>また、プロスポーツチームやスポーツコンベンション企画運営業者等の民間事業者支援を含むため、公平・中立的立場で業務を執行することが求められる。</p> <p>以上のことから、公益財団法人沖縄県スポーツ協会と随意契約を行うものである。</p>	特命随意 契約
46	スポーツ 振興課	国民体育大会 等派遣業務	令和3年4 月1日	157,148,000	(公財)沖縄県スポーツ協 会	沖縄県那覇市奥武山町 51番地2	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、国民体育大会派遣実施要綱に基づき、国民体育大会及び九州ブロック大会(国体予選)へ選手団を派遣するため、県内・県外競技団体や、県外体育協会、各都道府県、日本スポーツ協会等の活動を正確に把握し、各団体と連携しながら、計画的に実施する必要性がある。また、国民体育大会に関連する業務を適正かつ効率的に遂行できることが求められる。公益財団法人沖縄県スポーツ協会は、国体競技種目を含む71加盟団体を統括する組織であり、県内競技団体からの国民体育大会や九州ブロックに関する問い合わせ対応や情報発信を正確にできる組織である。さらに、上記にあげた県外各団体・関係者と連携しながら取り組むことができる県内唯一の組織であるため委託することが最も望ましいことから、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
47	スポーツ 振興課	令和2年度クラブアドバイザー業務委託	令和3年4月1日	2,389,363	(公財)沖縄県スポーツ協会	沖縄県那覇市奥武山町51-2 沖縄県体協スポーツ会館	第167条の2 第1項第2号	本業務は、総合型地域スポーツクラブの設立から運営に関する指導・助言を一体的にアドバイスするものである。 各クラブの設立準備時から地域の実態調査・ヒアリング等を長年行ってきた沖縄県スポーツ協会は、総合型クラブ全般の知見と、個別の各クラブとの信頼関係を有しており、離島を含む県内全域で本業務を円滑に実施できる唯一の団体である。	特命随意契約
48	スポーツ 振興課	自転車競技場管理運営業務委託	令和3年4月1日	1,821,150	(株)トラステック	那覇市鏡原町7-1 サンパーク松3-C	第167条の2 第1項第2号	当該公園の指定管理者に業務委託することで、公園管理と一体となった管理運営や、緊急事態等に迅速かつ総合的な対応ができるとともに、公園管理業務と重複する業務(駐車場管理や巡回業務等)に係る経費節減が可能となり、合理的かつ効果的な管理運営ができる。	特命随意契約
49	交流推進 課	令和3年度レッツスタディー！ウチナーネットワーク委託業務	令和3年6月16日	7,142,889	特定非営利活動法人沖縄NGOセンター	沖縄県宜野湾市宜野湾3丁目23番52号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査した結果、契約の相手方として選定した。	
50	交流推進 課	令和3年度ウチナージュニアスタディー事業委託業務	令和3年5月28日	11,526,302	令和3年度ウチナージュニアスタディー事業にかかる共同企業体 ①公益社団法人 青年海外協力協会沖縄事務所 ②一般社団法人 世界若者ウチナーンチュ連合会 ③東武トップツアーズ株式会社沖縄支店	①沖縄県浦添市伊祖1-1-21-502 ②沖縄県那覇市若狭1-16-5 3F ③沖縄県那覇市久茂地3丁目1番1号 日本生命那覇ビル2F	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2者から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案はウチナーネットワークを担う次世代の人材育成に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
51	交流推進課	令和3年度おきなわ国際協力人材育成事業委託業務	令和3年6月30日	37,070,000	令和3年度おきなわ国際協力人材育成事業共同企業体 ①公益社団法人青年海外協力協会 沖縄事務所 ②株式会社JTB沖縄	①沖縄県浦添市伊祖1丁目1-21-502 ②沖縄県那覇市旭町11番地1 5階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査した結果、契約の相手方として選定した。	
52	交流推進課	令和3年度次世代ウチナーネットワーク継承基盤構築事業業務委託契約	令和3年4月1日	33,157,000	世界のウチナーネットワーク次世代継承共同企業体 ①一般社団法人世界若者ウチナーンチュ連合会 ②公益社団法人青年海外協力協会沖縄事務所	①沖縄県那覇市若狭1丁目16番5号3階 ②沖縄県浦添市伊祖1丁目1番21号502	第167条の2 第1項第2号	(1)留学生受入に係る海外機関との連携体制(特殊な性質①) 本事業は、世界のウチナーネットワークの継承・発展を図るため、本県との架け橋となる海外人材育成を目指し、世界30カ国・地域以上に設立されている90カ所以上の海外県人会等の協力を得て実施している事業であり、約120年にわたる沖縄の移民史・相互扶助を背景とした特殊なネットワークの下に成り立っている。窓口となる受託団体が切れ目なく運営し、海外機関との連携に支障が生じないようにすることが重要である。 (2)留学生受入に係る年度を超える手続継続の特殊性(特殊な性質②) 令和2年度は新型コロナの影響で中止となったが、本事業は、当該年度の留学生を4月から1年間受け入れつつ、年度後半からは平行して次年度留学生の募集及びビザの申請、フライト手配、大学への願書提出、住居の確保など様々な受入手続を行う特殊性がある。年度毎に委託業者が変更となった場合、南米など遠い外国から渡航する留学生本人及び家族において不安や懸念を生む恐れがあり、前年度にて構築した信頼関係を維持する必要がある。 (3)県の海外交流拠点としての長期的運営の必要性(特殊な目的)	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
								<p>(1)、(2)の理由から、本事業はこれまで(公財)沖縄県国際交流・人材育成財団に随意契約で委託してきたところであるが、令和2年度については新型コロナの影響で留学生の受入が中止となり、(2)の年度をまたぐ手続き等がリセットされた特殊事情から、この機会に事業内容を発展させ、留学生OBOGとの連携強化等を含めた、次世代へのウチナーネットワークの安定的な継承のためのプラットフォームとしての機能を追加した事業とし、企画コンペにより12月に受託事業者を新たに選定した。</p> <p>そして、本事業は、プラットフォーム構築をウチナーネットワークの安定的な継承に向けた県の交流拠点として、長期的に取り組み、海外県人会等とさらに深い信頼関係を構築していくことを前提として企画公募しており、受託者選定ではその長期ビジョンを提出させたうえで、審査を行った。以上から、世界規模の約42万人のウチナーネットワークと連携するという性質、海外の団体・個人とのやりとりや入国手続きなど年度をまたぐ業務内容、そして長期的な運営拠点の構築の必要性が求められる事業目的などの特殊性から、随意契約により昨年度受託団体を契約の相手方とした。</p>	
53	観光事業者等支援課	観光関連事業者等応援プロジェクト業務委託	令和3年6月30日	35,427,500	沖縄広告株式会社	沖縄県那覇市天久2丁目7番7号	第167条の2第1項第2号	<p>プロポーザル方式により広く公募を行ったところ5社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査し、提案の評価が高く、総合得点で最も高得点であった者を契約の相手方として選定した。</p>	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
54	観光振興課	令和3年度クルーズ船プロモーション事業	令和3年4月1日	75,376,000	(一財)沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄1831-1	第167条の2第1項第2号	<p>本事業は、クルーズ船社、旅行会社等と連携を図りながら官民一体となってクルーズ船の誘致活動および受入の取組を行うものである。このため、県全体の観光関連団体及び観光関係業者等のネットワークを有し、それら団体・事業者等を統率する役割を担えることが必要である。</p> <p>また、本事業では、船社等に対する助成事業も実施する予定であり、審査過程において企業の内部情報を知りうる立場になることから、常に公平・中立的立場で業務を執行することが求められる。</p> <p>契約相手である(一財)沖縄観光コンベンションビューローは、長年、県の観光推進母体として各種観光施策の実施に取り組むなど、観光に関する知識・ノウハウを有しているほか、多数の県内観光事業者等を賛助会員とし、定期的に観光事業者等と連絡会議を行うなど、観光業界に広いネットワークを有する唯一の団体である。</p> <p>また、県の観光施策等に基づき観光客誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的として設立された県が出資する一般財団法人であり、公的な性格を有することから、本業務の委託先として該当する唯一の組織である。</p>	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
55	観光振興課	令和3年度観光危機管理体制構築支援事業	令和3年4月1日	16,898,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄1831番地1	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、観光地としての安心・安全を確保するという課題に具体的に対応するため策定された「沖縄県観光危機管理基本計画」、「沖縄県観光危機管理 実行計画」を踏まえ、当該計画の周知・啓発を通し、市町村、地域観光協会、観光事業者等と連携して、全県的な観光危機管理体制の構築を推進するものである。</p> <p>「沖縄県観光危機管理実行計画」の策定については、県と一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、OCVBという。)が中心となって、地域 観光協会や航空会社、旅行会社、観光施設、その他の観光事業者と様々な連携・調整を行ってきており、今後の計画のPDCA等については、県内観光事業者全般にわたる人脈などの全県的ネットワークを有することが必要である。</p> <p>また、危機管理体制などの情報については、民間事業者の情報も適切に管理し扱う必要があり、公平・中立的立場で業務を執行することが求められる。</p> <p>以上より、県が求める条件を満たす契約相手方として(一財)沖縄観光コンベンションビューローが唯一の団体であることから、随意契約を行うものである。</p>	特命随意契約